介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表は、義務です！

報告をしなかったり、調査を拒否したりした場合は、介護保険法の規定により、
所定の手続きを経て、指定等が取消しとなることがあります。

令和８年（2026年 ） ７月22日

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

介護サービス情報の公表制度の法的根拠と仕組み

■法的根拠

介護保険法第１１５条の３５に

・第１項：事業者は、介護サービス情報を報告しなければならない

・第４項：報告等をしない場合は、知事が報告を行うことや調査を受けることを命ずることができる

・第６項：命令に従わないときは、指定・許可の取消し等ができる

と規定されています。

■制度の仕組み

道知事が毎年定める「北海道介護サービス情報の公表に関する報告・調査・情報公表計画」に基づき、１年に１回実施されます。

報告 事業者が、運営する事業所ごとに、その提供する「介護サービスの情報」を北海道に【報告】する

調査 知事が指定する調査機関が、【報告】を基に、運営情報項目の客観的事実の有無を【調査】する

公表 公表センターが、【報告】を受けた介護サービス情報と【調査】結果をインターネット上で【公表】する

介護サービス情報の公表制度の対象事業所と調査手数料

■対象となる事業所と報告・調査・公表の義務

	既存の指定事業所												新規の指定事業所（新たに介護サービスを提供しようとする事業所）		
	基準日前年１年間に支払を受けた金額が100万円以下			基準日前年１年間に支払を受けた金額が100万円超						休止から再開する指定事業所					
				新規指定から３年以内			新規指定から４年以上								
	報告	調査	公表	報告	調査	公表	報告	調査	公表	報告	調査	公表	報告	調査	公表
基本情報	任意	—	任意	義務	—	義務	義務	—	義務	義務	—	義務	義務	—	義務
運営情報	任意	任意	任意	義務	義務※	義務	義務	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意

※計画の基準日以前において、社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価を実施している事業所等又は前年度において地域密着型サービス外部評価を実施している事業所は調査の対象外

■調査手数料と納付方法

北海道保健福祉部手数料条例に

・居宅系サービス：21,500円／件

・施設系サービス：29,700円／件

と規定されており、専用の「貼付用紙」に「北海道収入証紙」を貼付して、道に送付いただきます。

北海道介護サービス情報公表センターホームページ　http://www.kaigojoho-hokkaido.jp

照会先

■介護サービス情報の報告・調査・公表の実施について

北海道介護サービス情報公表センター
（社会福祉法人北海道社会福祉協議会内）

電話番号：０１１－２１８－７５１６（直通）

■制度全般及び手数料について

北海道 保健福祉部 福祉局 高齢者保健福祉課
事業運営係

電話番号：０１１－２０４－５９３５（直通）